いしかりししょう しゃじょうほう こみゅに けーしょんじょうれい 石狩市 障がい者情報・コミュニケーション条例 あん ほうしんしょ あん (案)の方針書の案について

#### (はじめに)

今回も方針書の案について確認をしていきたいと思いますが、その
かくにん はい まえ ぜんかい けんとういいんかい しっもん
確認に入る前に、前回の検討委員会で質問がありましたので、まずは
とのことについてお話ししてから、方針書の内容の確認に入りたいと
まも
思います。まずは、質問の内容をお話ししますので聞いてください。

## 【委員から出された質問について】

これから条例や方針書が決まっていく中で、具体的にどんなことをやっていき、そして、やってきたことを見直していくことが大切になると思います。そこで、先につくられた手話の条例や方針書では、やっていこうとすることを決めたり、見直したりすることを行っているのでしょうか。また、行っている場合は、どんな決まりや方法で行っているのかを確認できたらと思います。

というお 話 をいただきました。

この質問についての答えを、障がい福祉課で手話を担当している はくいん まし かまし かまし かましたのでお話し 職員に教えてもらい、その内容を次のページに書きましたのでお話し したいと思います。

っぎ ペーじ ff 次のページに進みます。

### 【**障がい福祉課で手話を担当している職員からの答え**】

今、皆さんが考えている方針書には、具体的にどんなことを行っていくのかという「施策」が書かれていると思いますが、手話も同じように、方針書に書かれている「施策」を行っており、具体的には、手話を知ってもらうことや「手話は言語(言葉)である」ということを、学校や市民、事業者などに広める活動(施策)を行っています。

また、手話の活動がきちんと行われているかを確認する、「石狩市 しゅりきほんじょうれいすいしんこんわかい 手話基本条例推進懇話会」という会をつくり、年に2~3回くらい 集まって、これまでやってきた活動の確認や見直しを行い、そして あたら ひつよう かつどう かっとう かんが あたが かっとう かっとう かっとう かっとう かっとう かっとう かんが あたが ひつよう かつどう かっとう かんが あたが ままな かっとう かんが あたが ひつよう かつどう かんが あたが えたりしています。

以上が、手話の担当職員から教えてもらったことになります。

来年に情報・コミュニケーション条例が制定されると、今、皆さんで考えている方針書の内容(施策)を行っていくことになると思いますが、その方針書案の「4 障がいのある人がわかる方法によって情報を伝え、受け取ることができる環境づくりに関する事項」に書かれている、「障がいのある人が情報を受け取り、利用しやすい環境となっているかについて検証し、その結果に基づいて、必要な見直しを行うものとします。」という施策のとおり、市が中心となって、時はならしたが自指す環境に近づいているか」や「ここを見直していくともっとよい環境になっていくのではないか」などを考えていく機会を、今後つくっていきたいと考えています。

いじょう いいん しつもん こた 以上が、委員からの質問と答え、そして、情報・コミュニケーション まと かんが かた 条例ができた後の考え方となります。

### 方針書案の修正などの確認について

次に、方針書の案の確認に入ります。内容の確認に入る前に、法制 たんとうしゃ ぜんかい ほうしんしょ あん ないよう 内容について確認をしてもらい、 担当者から前回の方針書の案の内容について確認をしてもらい、 修正箇所など、色々と意見をいただきましたので、まずはそれらに せつめい かくにん さいご しゅうせいご ぜんたい ぶん かくにん ついての説明や確認をしてから、最後に修正後の全体の文の確認に 入りたいと思います。

まずは、方針書案の「最初に書かれている文」の修正などについてかくにん かまる していき、その次に、方針書案に書かれている5つの事項 しょく (施策)の修正部分について確認をしていきたいと思います。

また、言葉や文字の細かい修正部分は抜かして、大きく修正された。 た部分だけを書き出し、その説明をしていきます。

つぎ ペー じ しゅうせいぶぶん かくにん かくてん かくてん 次のページから修正部分の確認などを行っていきます。

# 【方針書案の「最初に書かれてる文」について】

いしかりししょう しゃじょうほう こ み ゅ に け ー し ょ ん じょうれい きてい 石狩市 障 がい者情報・コミュニケーション条例に規定する しさく すいしん ほうしん 施策を推進するための方針

令和6年〇月〇日制定

障がいのある人が、日常生活を送ることや社会参加がしやすくなるように、情報を伝え、受け取りやすい環境を整え、障がいのある、ないにかかわらずお互いにコミュニケーションがとりやすいまちになることを目指し、石狩市障がい者情報・コミュニケーション条例第7 のようだいこう かくごう きてい しょう いか のとおり推進します。

## しゅうせいかしょ

### 【委員の皆さんにご確認いただきたいこと】

★ 法制担当者より、ここの最初の文を手話の方針書の書き方と同じように、

「石狩市障がい者情報・コミュニケーション条例(令和 年条例 ごうだい じょう こう きてい もと しさく すいしんほうしん さだ 号)第7条第1項の規定に基づき、施策の推進方針を定めたの どうじょうだい こう きてい もと こうひょう で、同条第4項の規定に基づき、公表します。」

と書いてはどうか、という案もいただきましたので、ここをどちらにするのかを、皆さんで決めていただきたいと思います。

# 【5つの事項(施策)のうち「1つ<mark>首の事項」の修正について</mark>】

- 1 **障がいのある人がわかる方法による情報の伝え方や受け取り方** の理解を広めていくことに関する事項

#### しさく きほんてきほうこう (1)**施策の基本的方向**

障がいのある人とコミュニケーションを取るためには、障がいのある人とコミュニケーションを取るためには、障がいのある人がわかる方法で情報を伝え、受け取ることが必要であり、そのためにはコミュニケーション手段を学ぶことや、学ぶための環境をつくっていくことが必要です。

#### すいしんしさく (**2)推進施策**

市は、施策の基本的方向に基づき、次のとおり施策を推進します。

- ア 市民や事業者などに対し、様々なコミュニケーション手段がある ことを認識してもらうため、ガイドブックの作成や市のホーム ページの活用などを通じて、広く周知を行います。
  - ▶「(2)推進施策」というタイトルの次に、新しく「市は、施策の <sup>をほんてきほうこう</sup> もと 基本的方向に基づき、次のとおり施策を推進します。」という文を 入れました。また、この文を入れたことによって、次からの文に書 かれていた「市は、」という言葉を省略しました。

【「市は、」という言葉の省略について】

「ア 市は、市民や事業者などに対し、」というのを、

「ア 市民や事業者などに対し、」という形にし、「市は、」

という言葉を省略しました。

他の事項にも同じ修正について書かれていますが、
しゅうせいないよう
修正内容はここと同じものとなります。

# 【5つの事項(施策)のうち「2つ<mark>首の事項」の修正について</mark>】

- 2 コミュニケーション支援者の活動支援及びコミュニケーション手段
  かつよう かん じこう
  の活用に関する事項

#### すいしんしさく (**2)推進施策**

# 【5つの事項(施策)のうち「3つ首の事項」の修正について】

- 3 市民及び事業者への合理的配慮の理解を広めていくことに関する 事項

#### すいしんしさく (**2)推進施策**

「(2)推進施策」というタイトルの次に、新しく「市は、施策の基本的方向に基づき、次のとおり施策を推進します。」という文を入れました。また、この文を入れたことによって、次からの文に書かれていた「市は、」という言葉を省略しました。

# 【5つの事項(施策)のうち「4つ目の事項」の修正について】

- 4 **障がいのある人がわかる方法によって情報を伝え、受け取ることができる環境づくりに関する事項**

#### ´ しさく きほんてきほうこう (1)**施策の基本的方向**

障がいのある人が、コミュニケーションをとりにくいことで自分の き、持ちをうまく伝えることができず孤立してしまうことがないよう、 どんな場面においても、障がいのある人がわかる方法で情報を伝え、 受け取ることができる環境にしていくことが必要です。

#### すいしんしきく (**2)推進施策**

市は、施策の基本的方向に基づき、次のとおり施策を推進します。

- ア 市が主催する会議やイベントなどにおいて、障がいのある人が参加しやすい会場設営をすることや、配布資料などにルビをつけたり、音声化したりすること、「CT (情報通信技術)機器などのコミュニケーション手段を活用し、障がいのある人がわかる方法によって情報を伝え、受け取ることができる環境づくりを進めていきます。
- イ 市民や事業者などと共に、障がいのある人がわかる方法による 表現 や、ルビつきの書類を作成するなどのコミュニケーション 手段の活用を推進し、障がいのある人が情報を伝え、受け取りやすい環境づくりを進めていきます。
  - ▶ 「(2)推進施策」というタイトルの次に、新しく「市は、施策の をほんてきほうこう もと 基本的方向に基づき、次のとおり施策を推進します。」という文を 入れました。また、この文を入れたことによって、次からの文に書 かれていた「市は、」という言葉を省略しました。
  - ▶「<mark>ルビ</mark>」という文字はカタカナで書かれるのが一般的ということで、 カタカナにしました。
  - ▶ 「るびをつけ、
    <sup>また</sup>
    では音声化すること
    のです。という
    文を「
    ルビをつけ
    たり、音声化したりすること、」に修正しました。

# 【5つの事項(施策)のうち「5つ目の事項」の修正について】

## 5 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める事項

ましたが、こちらは省略しても問題ないということでしたので、 しょうりゃく 省略をしました。

以上が、大きな修正部分についての説明となります。 しゅうせいぶぶん

つぎ ペーじ ことば もじ こま しゅうせい ふく 次のページには、言葉や文字などの細かい修正を含め、すべてを 内容について確認していきたいと思います。

# ほうしんしょあん ないようかくにん かいめ 方針書案の内容確認(2回目)について【全文の修正版】

いしかりししょう しゃじょうほう こ み ゅ に け ー し ょ んじょうれい きてい 石狩市 障 がい者情報・コミュニケーション条 例に規定する しさく すいしん ほうしん 施策を推進するための方針

令和6年○月○日制定

障がいのある人が、日常生活を送ることや社会参加がしやすくなるように、情報を伝え、受け取りやすい環境を整え、障がいのある、ないにかかわらずお互いにコミュニケーションがとりやすいまちになることを目指し、石狩市障がい者情報・コミュニケーション条例第7条第2項の各号に規定する事項を以下のとおり推進します。

#### または、

いしかりしょう しゃじょうほう こみゅに けっしょんじょうれい れいわ ねんじょうれい ごう 石狩市障がい者情報・コミュニケーション条例(令和 年条例 号) だい じょう こう きてい もと しさく すいしんほうしん さだ どうじょうだい 第7条第1項の規定に基づき、施策の推進方針を定めたので、同条第 4項の規定に基づき、公表します。 1 障がいのある人がわかる方法による情報の伝え方や受け取り方の理解を広めていくことに関する事項

## (1) 施策の基本的方向

障がいのある人とコミュニケーションを取るためには、障がいのある人がわかる方法で情報を伝え、受け取ることが必要であり、そのためにはコミュニケーション手段を学ぶことや、学ぶための環境をつくっていくことが必要です。

市は、市内で活動するコミュニケーション支援者などと連携し、 こみゅにけーしょんしゅだん りかい ひろ まな かんきょう つと コミュニケーション手段への理解を広め、学べる環境づくりに努め ていきます。

#### すいしんしきく (2) **推進施策**

市は、施策の基本的方向に基づき、次のとおり施策を推進します。

- ず しゅん じぎょうしゃ たい さまざま こ みゅ に け しょんしゅだん ア 市民や事業者などに対し、様々なコミュニケーション手段があることを認識してもらうため、ガイドブックの作成や市のホーム ペ じ かつよう つう ひろ しゅうち おこな ページの活用などを通じて、広く周知を 行います。
- い しないかんけいきかん れんけい はか しみん まさな ころ こ みゅ に け こ し 市内関係機関と連携を図り、市民が 幼 い頃からコミュニケーション手段を学ぶ機会を創出するとともに、障がいのある人とふ まかい もう しょう りかい ひろ とりくみ まこな れあう機会を設けるなど、障がいへの理解を広める取組を 行います。
- ウ 市職員や公的機関、事業者に対し、コミュニケーション手段を 学ぶなど障がいへの理解を深めるための研修を実施していき ます。

こみゅにけっしょんしえんしゃ かつどうしえんおよ こみゅにけっしょんしゅだんコミュニケーション支援者の活動支援及びコミュニケーション手段 の活用に関する事項

### しさく きほんてきほうこう

(1) 施策の基本的方向

<sup>しょう</sup> 障 がいのある人は、コミュニケーション 支援者による支援と こみゅにゖーしょん しゅだん かつよう リぶん きも せいかく コミュニケーション手段を活用することで、自分の気持ちを正確に った えんかつ こみゅにゖーしょん おこな 伝え円滑なコミュニケーションを 行 うことができるものと 考 えま す。

市は、コミュニケーション 支援者 の 必要性 や コミュニケーション しゅだん じゅうょうせい にんしき こみゅにけーしょんしえんしゃ しえんたいせい 手段の重要性を認識し、コミュニケーション支援者の支援体制を じゅうじつ こみゅにゖーしょん しゅだん かつよう ひろ 充実させることや、コミュニケーション手段の活用を広めていくこ とに努めていきます。

#### すいしんし さく (2) 推進施策

市は、施策の基本的方向に基づき、次のとおり施策を推進しま きほんてきほうこう す。

しない かつどう こみゅに ゖーしょん しえんしゃ けいぞくてき かつどう 市内で活動するコミュニケーション支援者が継続的に活動でき じんざい いくせい ぎじゅつ こうじょう かん るよう、人材の育成や技術の向上に関する支援について、その ほうさく けんとう 方策を検討していきます。

である。 じぎょうしゃ たい こ みゅに けっしょん しゅだん かつようほうほう 市民や事業者などに対し、コミュニケーション手段の活用方法 ゕんきょう 環境にしていくため、その方策を検討していきます。

りみんおよ じぎょうしゃ ごうりてきはいりょ りかい ひろ かん 3 市民及び事業者への合理的配慮の理解を広めていくことに関する 事項

### しさく きほんてきほうこう

(1) 施策の基本的方向

とに困難を感じることがないよう、障がいのある人への合理的 はいりょ りかい ぉこな 配慮を理解し、行っていくことが必要です。

市は、障がいのある人が日常生活や社会生活を送る上で、 しゃかいてきしょうへき せいかつ せいかつ せいかつ せいかつ せいかつ せいかつ 社会的障壁などにより生活がしづらくなることがないよう、合理的 

#### すいしんし さく (2) 推進施策

市は、施策の基本的方向に基づき、次のとおり施策を推進しま す。

市民や事業者などに対し、障がいのある人への合理的配慮に りかい ふか ついて学ぶなど理解を深める機会をつくります。

じぎょうしゃ しょう りかい ごうりてきはいりょ む かんきょう 事業者が障がいへの理解や合理的配慮に向けた環境づくり とりくみ に取り組むことができるよう、その取組への支援の方策を検討し ていきます。

障がいのある人がわかる方法によって情報を伝え、受け取ること じょうほう ができる環境づくりに関する事項

### しさく きほんてきほうこう

(1) 施策の基本的方向

ではう 障がいのある人が、コミュニケーションをとりにくいことで自分 の気持ちをうまく伝えることができず孤立してしまうことがないよ う、どんな場面においても、障がいのある人がわかる方法で情報 を伝え、受け取ることができる環境にしていくことが必要です。

市は、障がいのある人が地域で安心した生活が送れるよう、 こみゅにゖーしょん しゅだん かつよう ひろ コミュニケーション手段の活用を広げていき、障がいのある人が じょうほう った っ と かんきょう っと 情報を伝え、受け取りやすい環境づくりに努めていきます。

#### すいしんし さく (2) 推進施策

った。 しょく きほんてきほうこう もと つぎ しょく すいしん 市は、施策の基本的方向に基づき、次のとおり施策を推進しま す。

ア 市が主催する会議やイベントなどにおいて、障がいのある人が きんか 参加しやすい会場設営をすることや、配布資料などにルビをつけ たり、音声化したりすること、ICT(情報通信技術)機器などの によって情報を伝え、受け取ることができる環境づくりを進めて いきます。

ていた。 しゅん しぎょうしゃ しょう でと 市民や事業者などと共に、障がいのある人がわかる方法によ さくせい る表現や、ルビつきの書類を作成するなどのコミュニケーション しょるい しゅだん かつよう すいしん しょう ひと じょうほう つた う と を 手段の活用を推進し、障がいのある人が情報を伝え、受け取りや すい環境づくりを進めていきます。

- ゥ かんけいきかん れんけい さいがいじ きんきゅうじ ていきょう じょうほう ウ 関係機関と連携し、災害時や緊急時に提供される情報につい て、障がいのある人がわかる表現を使い、避難行動を取りやすい <sup>ゕんきょう</sup> 環境づくりを進めていきます。
- ぇ しょう エ 障がいのある人が情報を受け取り、利用しやすい環境となっ ているかについて検証し、その結果に基づいて、必要な見直しを <sup>ぁニニな</sup>行うものとします。

がんかくごう かか しちょう ひつよう みと じこう 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める事項

市長は、1から4までに定めるもののほか、必要な施策を推進する ものとします。